

個人情報保護に係る取組み

日本商品委託者保護基金
平成29年 5月 30日

- I. 個人情報保護方針
- II. 個人情報の利用目的について
- III. 保有個人データの開示等の請求等に係る手続について

I. 個人情報保護方針

当基金は、当基金の取得する個人情報につき、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護法令（以下単に「個人情報保護法令」といいます。）を遵守し、その趣旨を踏まえ、個人情報の保護につき次のように取り扱います。

1. 重要性の認識

当基金は、その事業の遂行に際し当基金の会員の役員及び従業員、会員の顧客等に係る個人情報を取り扱うことがあります。これらの個人情報が個人情報保護法令により保護されていることの重要性を認識し、個人情報の収集、利用、管理等に当たりその保護を図ることとしています。

2. 法令の遵守

当基金は、基金の事業の遂行において個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法令を遵守いたします。

3. 利用目的の特定

当基金は、法令（個人情報保護法令を含む一切の法令を意味するものとし、以下同様とします。）の定める場合を除き、個人情報を当基金の事業の目的である商品先物取引法第300条に規定する業務の遂行のみに利用し、目的外の利用を行いません。

4. 適正な収集

当基金は、個人情報をも不正の手段で収集いたしません。

なお、当基金は、本人から直接に個人情報を収集するほか、商品先物取引法に基づき、当基金の会員が商品取引に関しその顧客に弁済を行えなくなったときにおいて、当該会員に代わって顧客に弁済を行う場合に、当該会員から顧客に関する個人情報を収集することがある等、基金の業務の遂行のため本人以外の者から間接的に個人情報を収集することがあります。

5. 利用目的の公表

当基金は、法令の定める場合を除き、ホームページ等の適切な手段により、当基金の個人情報の利用目的を公表いたします。（Ⅱを御参照ください。）

6. データ内容の正確性の確保

当基金は、利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

7. 安全管理措置

当基金は、個人データにつき漏洩、滅失、毀損、改ざん等の事故の発生を防止するため、従業員の監督、委託先の監督、不正アクセス対策等の安全管理措置を講じます。

8. 第三者への提供

当基金は、法令の定める場合を除き、個人データを第三者に提供いたしません。

なお、当基金の会員が商品取引に関しその顧客に弁済を行えなくなったとき、当基金が当該会員に代わって顧客に弁済を行う場合においては、当基金の弁済手続は、商品取引所又は商品取引清算機関による取引証拠金の返還手続と密接な関連を持って進めることがあります。このような場合において顧客に関する個人データを当該商品取引所又は商品取引清算機関と共同して利用することがある等、当基金は、委託者保護業務の遂行のため、個人データを商品取引に係る他の機関と共同で利用することがあります。

当基金は、このような個人データの共同利用を行う場合には、適切な手段によってその方法等をお知らせします、

9. 開示等の請求等への対応

当基金は、当基金の管理に係る保有個人データについて本人から開示等の請求等があった場合には、個人情報保護法令に従い適切に取り扱います。（Ⅲを御参照ください。）

10. 内部規則の制定及び遵守

当基金は、個人情報の保護を図るため、内部規則を制定し、役員、職員等に遵守させるとともに、これらの者に教育を実施いたします。

11. 問合せ、相談及び苦情への対応

当基金の管理に係る個人情報の取扱いに関し問合せ、相談又は苦情が寄せられた場合には、当基金は、個人情報保護法令及び当基金の定める規定に従い、適切かつ迅速に対応いたします。

当基金における問合せ、相談又は苦情の担当窓口は、次のとおりです。

（担当窓口）

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-8-1
日本商品委託者保護基金
総務部 総務課
電話番号 03-3668-3451
FAX番号 03-3808-1246

（取扱時間） 午前9時から午後5時まで

Ⅱ. 個人情報の利用目的について

1. 当基金は、個人情報を取り扱うに当たっては、次の利用目的の範囲内で取り扱います。

（1）当基金の会員の役員及び従業員に関する個人情報

- ① 基金の運営に係る事務処理、常時監視、監査、指導、制裁等の会員に対する監督その他の商品先物取引法第300条に規定する業務の遂行
- ② ①の業務を遂行する上で必要となる商品先物取引法における主務官庁（以下単に「主務官庁」という。）、商品取引所及び商品取引清算機関（以下「商品取引所等」という。）並びに日本商品先物取引協会との協力

（注）「当基金の会員」とは、当基金に加入している商品先物取引業者を意味し、当基金に加入している間に商品先物取引法第304条に規定する通知商品先物取引業者となった者及び当基金を脱退した会員であって当基金への義務を履行していない者を含みます。

（2）当基金の会員の顧客及び会員に対し債権又は債務を有する者に関する個人情報

- ① 商品先物取引法第300条第1号に規定する一般委託者に対する支払、同条第2号に規定する資金の貸付け、同条第3号に規定する保全対象財産の預託の受入れ及び管理、同条第4号に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務、同条第5号に規定する裁判上又は裁判外の行為、常時監視、監査、指導、制裁等の会員に対する監督その他の業務の遂行
- ② ①の業務を遂行する上で必要となる主務官庁、商品取引所等及び日本商品先物取引協会との協力

（3）当基金の役員、委員等に関する個人情報

基金の運営及び選任・解任、監督等役員に係る事務処理の遂行

（注）「役員」とは当基金の常勤、非常勤の別を問わず、理事長、理事及び監事を、「委員等」とは当基金に設置された運営審議会及び委員会の委員、参与、相談役並びに顧問を意味します。

（4）当基金の職員従業員に関する個人情報

基金の運営及び人事、監督、懲戒等職員に係る事務処理の遂行

（注）「職員」とは、正職員、契約職員、嘱託職員、アルバイト職員の別を問わず、基金と雇用関係にある職員を意味します。

(5) その他基金の業務の遂行に伴い必要となる個人情報
基金の業務の遂行

2. 基金は、上記1. に定めるもののほかに個人情報を取り扱う必要が生じた場合には、その利用目的を定め、公表します。
3. 基金は、上記1. 又は2. に定める利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を公表します。
4. 上記は、次に掲げる場合には適用しないものとします。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当基金の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによりその事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
5. 当基金の保有個人データに関しても、4. (4) を除き上記と同様に取り扱います。

Ⅲ. 保有個人データの開示等の請求等に係る手続について

当基金がご本人からのご請求等により、ご本人に対して保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止（以下「開示等」といいます。）をする場合の手続を以下のとおり公表いたします。

1. 開示等の対象となる保有個人データ

開示等の対象となる個人情報は、当基金の保有する個人情報のうち、当基金が開示等の権限を有するもの（以下「保有個人データ」といいます。）に限ります。

2. 全ての保有個人データの利用目的

当基金の全ての保有個人データは、「個人情報の利用目的について」に規定さ

れている利用目的の範囲内で利用いたします。

3. 開示等の相談窓口

当基金における保有個人データの開示等の請求及び保有個人データの取扱いに関する相談窓口は以下のとおりです。

(担当窓口)

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-8-1

日本商品委託者保護基金

総務部 総務課

電話番号 03-3668-3451

FAX番号 03-3808-1246

(取扱時間) 午前9時から午後5時まで

4. 開示等の請求等の手続

(1) 相談窓口への郵送

以下の書類を封緘して相談窓口宛にご郵送してください。

- ① 「保有個人データ開示等請求書」
- ② 本人確認書類(下記(2))をご覧ください。代理人がご請求される場合は下記(4)の書類も必要となります。
- ③ 手数料等相当分の郵便切手(下記(3))をご覧ください。

(2) 本人確認書類

請求等を行う方の本人確認としては、以下の本人確認書類の写しをご送付ください。

- ① 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード(個人番号の記載された面は送付しないでください。)等の官公庁が発行した顔写真付き証明書の写し・・・1点のみの送付で構いません。
- ② 健康保険被保険者証、年金手帳等の官公庁が発行した顔写真のない証明書の写し・・・2点の送付をお願いします。

(3) 手数料等

ご本人の1つのご請求につき、次の手数料等相当額の郵便切手をご送付ください(複数のご請求を同時にされる場合はその合計金額に相当する郵便切手をご送付ください)。

なお、当基金が開示等の請求等に応じられない場合も手数料等は返金いたしません。郵便制度等が変更された場合、下記の手数料等を変更いたします。

- ① 事務手数料（1件）……500円（消費税相当額4円別途）
 - ② 郵便基本料金 ……定形郵便物25グラム以内に相当する額（82円）
 - ③ 簡易書留料金 ……310円
- 合計896円

（4）代理人による開示等の請求等の場合

開示等の請求等をされる方が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、ご本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合には、上記（2）の本人確認書類と併せて、次の①及び②の書類も併せてご郵送ください。

①代理権を確認するための書類

ア 法定代理人の場合

（ア）未成年の場合

ご本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証（写）

（イ）成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

イ 任意代理人の場合

「委任状」及びご本人の印鑑登録証明書

②代理人の本人確認をするための本人確認書類

代理人について上記（2）に掲げる本人確認書類を併せてご送付してください。

5. ご請求等に応じられない場合

以下の（1）～（3）の場合には、ご請求等に応じることができません。

（1）書面の不備等によりご請求等を受理できない場合

以下の場合には、ご請求等を受理することはできません。不備な箇所を修正したうえで、当基金所定の手続に従い申請書類の再提出をお願いします。

- ① 当基金指定の請求書類を使用していない場合
- ② 提出に必要な書類等が足りない場合
- ③ 請求書に記載された事項ではご本人を特定できない場合
- ④ 申請書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、当基金の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
- ⑤ 代理人による申請に際して、その代理権が確認できない場合
- ⑥ その他、ご本人から提出いただいた申請書類に不備があった場合
- ⑦ 当基金が定める手続でなく請求された場合

(2) 開示等の請求等をお断りする場合

ア 利用目的の通知

以下の場合には、請求される保有個人データの利用目的の通知には応じることはできません。

- ① 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

イ 開 示

以下の場合には、請求にかかる保有個人データを開示することはできません。

- ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 基金の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 開示により、他の法令に違反する場合
- ④ 開示について、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合

ウ 訂正等（訂正、追加、削除）

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの訂正等には応じることはできません。

- ① その内容の訂正、追加、削除について、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合
- ② その内容の訂正、追加又は削除が、当該保有個人データの利用目的の達成のために必要でない場合

エ 利用停止等（利用停止、消去）

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの利用停止等には応じることはできません。

- ① 違反の是正のためには、請求に係る保有個人データの一部の利用停止又は消去で足りる場合
- ② 利用停止又は消去に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であり、かつお客様の権利利益を保護するため必要な代替

措置をとった場合

オ 第三者提供の停止

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの第三者提供の停止には応じることはできません。

- ① 第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者の提供を停止することが困難であり、かつ、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合

6. 開示等・不開示等の決定の通知

(1) 保有個人データ開示等決定通知書の通知

当基金は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者であるご本人又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

(2) 保有個人データ不開示等決定通知書の通知

当基金は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者であるご本人又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」の送付により通知いたします。